

下関駅周辺地区空き家除却 跡地活用促進事業補助金



下関駅周辺地区の空き家の除却費用の一部を補助します！

【補助金額】

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で最大100万円



【募集期間】

令和7年9月1日（月）～ 令和7年12月26日（金） 下関市ホームページ

【補助件数】

30件程度

【補助対象地区】

下関駅周辺地区（以下に該当すること）

大和町一丁目、大和町二丁目、東大和町一丁目、東大和町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地町、上新地町一丁目、長門町、上条町、長崎町一丁目、長崎本町、長崎新町、関西本町、笹山町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江町一丁目及び細江町三丁目の居住誘導区域

（注意事項！）補助金交付決定後に除却工事の契約・着手を行うこと

令和8年2月末日までに除却工事を完了し、完了報告書を提出すること

制度概要

1. 補助の対象となる建築物等

以下の条件をすべて満たすもの

- (1) 空き家（おおむね年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建築物）であること
- (2) 下関駅周辺地区に存する建築物であること
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による命令に係る特定空家等でないこと

下関駅周辺地区

大和町一丁目、大和町二丁目、東大和町一丁目、東大和町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地町、上新地町一丁目、長門町、上条町、長崎町一丁目、長崎本町、長崎新町、関西本町、笹山町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江町一丁目及び細江町三丁目の居住誘導区域

2. 補助対象者

以下のすべてに該当する方

- (1) 空き家等を処分する権利を持つ方
- (2) 下関市の市税の滞納がなく、暴力団関係者でない方

3. 補助対象経費

市内の解体業者に依頼して行う空き家等の除却工事の費用

（ただし、家屋の一部を除却する工事費用（長屋の一部を除却する工事は除く）、塀や樹木などの付属物の撤去費用、家財の処分費用等は補助対象経費になりません）

4. 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で最大100万円

5. 募集件数

30件程度

6. 注意事項

補助金交付決定後に除却工事の契約・着手を行うこと

補助金交付の流れ（概略）

申請者

